

第 8 次別海町総合計画策定支援業務委託仕様書

1 業務の名称

第 8 次別海町総合計画策定支援業務委託

2 業務の目的

本業務は、本町の行政運営における最上位計画として、今後 10 年間のまちづくりの将来像と、その実現に向けた施策の大綱を定める「第 8 次別海町総合計画」（以下「新計画」という。）の策定を確実かつ円滑に遂行するため、策定全般の支援を行うものとする。

新計画の策定に当たっては、「人がつながり 未来につながる 海と大地に夢があふれるまち」を将来像として掲げ、まちづくりを推進してきた「第 7 次別海町総合計画」（以下「現計画」という。）の成果と課題を継承し、社会情勢の変化に的確に対応する指針として策定する。

また、現計画と同様、新計画においても、まち・ひと・しごと創生法に基づく本町の地方版総合戦略と一体的な計画として策定する。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。

なお、業務は 3 か年に分けて実施する。（債務負担行為に基づく複数年契約とし、各年度の支出限度額については、別途協議により決定する。）

4 第 8 次総合計画策定の基本方針案

本業務は、以下の基本方針案を十分に踏まえて遂行すること。（イメージ図は別紙 1 のとおり。）なお、受注事業者の専門的知見からの提案内容を制限するものではなく、提案内容によっては変更することも可能とする。

（1）人口減少及び社会情勢の変化への対応

- 社会情勢の急激な変化やデジタル化の進展、全国的な人口減少の現状を的確に捉え、総合戦略と一体的に策定する新計画において、人口減少対策及び地方創生の取組を一層推進する。

（2）持続可能な地域拠点の形成

- 各拠点に必要な機能をソフト・ハードの両面から具体的に検討し、導入機能の整理と配置計画の具現化等を盛り込み、町民、議会及び各関係者への共通指針とする地域活性化拠点再生構想（以下「再生構想」という。）の作成を進めている。
- 広大な面積を有する本町の特性を踏まえ、この再生構想の趣旨を十分に反映し、各地域の実情に応じた課題や将来像を新計画の策定に盛り込む。
- なお、再生構想の資料は、発注者から提供する。

- 再生構想の対象拠点は、次のとおりとする。

	対象拠点	地区名
1	ふるさと交流館周辺	別海地区
2	旧中央公民館周辺	別海地区
3	旧消防庁舎周辺	別海地区
4	別海市街学校周辺	別海地区
5	旧別海小・中学校周辺	本別海地区
6	小野沼公園周辺	中春別地区
7	西春別駅前市街地周辺	西春別駅前地区
8	西春別市街地周辺	西春別地区
9	尾岱沼市街地周辺	尾岱沼地区
10	中西別市街地周辺	中西別地区

(3) こども・若者の意見反映

- 「こども基本法」の趣旨に基づき、計画策定作業において、子どもや若者からの意見を積極的に聴取し、計画に反映させる。
- 併せて、計画書本体についても、ストーリー性を持たせるなど、視覚的な表現や計画の構成を工夫することで、若年層がまちづくりに関心を持つきっかけとなる計画書を目指す。

(4) EBPMの推進

- データや根拠に基づく現状分析を行うとともに、定量的、定性的な両面から分析し、EBPM（証拠に基づく政策立案）の視点を踏まえた施策設計及び成果指標の設定を行う。

5 業務内容

新計画の策定に必要な次の業務を行うものとする。なお、本業務は計画策定を支援する業務であり、計画内容の最終決定は発注者が行うものとする。

なお、下記業務内容は、本町が想定する基本的な業務を列記したものであり、受注事業者の専門的知見からの提案内容を制限するものではない。決定した企画提案内容や受注者との協議により、年度ごとの業務内容を調整することもあるので、この点を踏まえた上で最良の提案を行うこと。

(1) 令和8年度（新計画策定基礎調査、現状把握・課題整理など）

ア 策定スケジュール等の調整

令和11年度からの新計画開始に向け、策定体制やスケジュールを調整する。

イ 各種計画資料等の収集、分析

- 行政・教育執行方針、再生構想等の町の各種計画の収集・分析を行う。

ウ 基礎データの収集、整理

町の現況に関わる統計的なデータの収集、整理、分析を行う。

エ 現地調査の実施

地理的な条件や施設の現況など、地域における実相を把握する。

オ 現計画の分析

- 町が実施する内部評価の取りまとめを支援する。
- 内部評価や各課ヒアリング結果等に基づき、専門的見地からの課題分析を支援する。

カ 各種アンケート調査の実施と報告書の作成

町民の意識、ニーズ、生活実態や町に対する現状評価・施策要望を把握し、新計画策定の基礎資料とするため、アンケート内容・原稿の作成、調査結果報告書を取りまとめる。なお、調査票の印刷、配布、回収は発注者が行うこととし、用紙の印刷費、郵送費は発注者が負担する。

- 18歳以上の住民2,000人程度を対象とした郵送等による調査（無作為抽出）
- 中学生（500人程度）、高校生（300人程度）を対象とした調査（学校経由のWEB回答を想定）
- 各種団体（150団体程度）を対象とした調査

キ 町民参画の支援

地区別・各種団体等の具体的な事業ニーズや新規施策の提案等を把握するため、住民懇談会、住民の有志で組織する町民検討委員会など、町民参画の手法を企画立案する。町民参画の実施時期については、令和8年度に関わらず、企画立案した内容に基づき、発注者と協議の上、実施するものとする。

また、町民参画の運営全般を支援し、その成果を意見書等として取りまとめる。

なお、会議運営を行う場合に当たっては、未来志向のワークショップ等の手法を用いて、ファシリテーターとして運営を主導するなど、活発な議論となるよう運営を支援する。

ク 年度報告書の作成

令和8年度の成果を取りまとめた報告書を提出する。

(2) 令和9年度（基本構想、基本計画の整理と策定支援）

ア 将来人口の分析

国立社会保障・人口問題研究所の推計を考慮し、本町の出生率や社会動態を考慮した、独自の人口推計を作成・支援する。なお、国立社会保障・人口問題研究所の推計と町独自推計の両方の推計を実施し、比較検討した上で、計画の基礎となる将来人口（案）を提示する。

また、算定した推計基準に基づき、各地域の将来人口推計も併せて行うものとする。なお、総合計画策定後も人口推計を常に最新情報に更新するため、算出の元にした係数等、表計算ソフトで基準人口等を入力することで簡易に推計が算定できる仕組みを提案・納品すること。（Excel 形式の電子データを想定）

イ インタビュー等の実施

首長等（町長、副町長、教育長等）に対して実施し、今後のまちづくりの方向性、課題等を把握する。

ウ 現計画点検・評価報告書の作成

町がまとめる現計画達成状況や各課ヒアリングを中心に、各種アンケート調査等の結果を踏まえ、全体的な点検・評価コメントを加えて現計画点検・評価報告書としてとりまとめる。

エ 基本構想原案の策定支援

新計画策定基礎調査を総合的に勘案し、新計画基本構想原案の策定を支援する。

オ 基本計画原案（骨格案）の策定支援

庁内調整した基本構想案に基づき、分野別（施策の大綱項目別）に個別項目を立て、新計画策定基礎調査等を総合的に勘案し、分野別に個別項目を検討の上とりまとめ、実施すべき施策・事業内容の検討等を行い、新計画基本計画検討原案の策定を支援する。

カ 総合戦略原案（骨格案）の策定支援

基本構想案や基本計画案、将来人口推計に基づき、人口減少対策と地方創生の枠組みを整理しながら、目標設定及び実施すべき施策・事業内容の検討等を行い、新計画総合戦略検討原案（骨格案）の策定を支援する。

キ 庁内調整支援業務の実施

庁内策定組織（策定審議会、策定会議、策定委員会）等による検討結果を踏まえた基本構想内容の修正作業（原案、素案等の作成）の実施及び新計画策定会議等の開催・運営支援を行う。

ク 年度報告書の作成

令和9年度の成果を取りまとめた報告書を提出する。

（3）令和10年度新計画案全体（総合計画書の作成）

ア KPI（成果指標）等の設定

E B P Mの視点を踏まえ、実効性のある適切な成果指標（KPI 等）の設定を支援する。また、施策の進捗管理（PDCA サイクル）の手法についても併せて提案すること。

イ 基本計画原案（最終案）の策定支援

基本計画原案（骨格案）に基づき、町を取り巻く最新動向や策定審議会等の意見を踏まえ、新計画基本計画検討原案（最終案）の策定を支援する。

ウ 総合戦略原案（最終案）の策定支援

総合戦略原案（骨格案）に基づき、町を取り巻く最新動向や策定審議会等の意見を踏まえ、新計画総合戦略検討原案（最終案）の策定を支援する。

エ 策定審議会等の運営支援（４回程度）

計画案を審議する総合計画策定審議会等の運営を支援する。必要に応じて会議に出席し、説明補助等を行う。

オ パブリックコメントの実施支援

パブリックコメントに対する回答等の作成を支援する。

庁内案の確定後の審議会等の開催支援、パブリックコメントの意見や審議会等の検討結果を踏まえ、修正要請に基づいた計画内容全体の修正作業を実施し計画内容確定までの作業を行う。

カ 新計画書、ダイジェスト版のデザイン

計画書レイアウトにおいては、紙面が文字で埋め尽くされないことがないように、イラスト・写真・グラフ等効果的に使用しながら、ユニバーサルデザインにも配慮し、計画の内容が的確に表現され、視覚的にわかりやすく伝わるような編集とイメージ、地域性を演出した計画書を作成するものとする。

ダイジェスト版は、町のまちづくりの将来像を視覚的に表現して作成するものとし、こども・若者の意見反映の趣旨を踏まえ、若年層にも関心を持たれるデザイン・構成とすること。

納期については令和 11 年 3 月上旬を予定とし、詳細は、発注者と協議の上決定するものとする。

キ 最終成果品の提出

成果品、資料一式を納品する。

（４） 共通事項

ア 外部環境分析

- 国の制度動向や他自治体の事例を随時分析し、適宜、計画に反映するよう支援すること。

イ 広報・PR活動の実施支援

計画策定プロセス（策定過程）の「見える化」を通じ、町民の関心と参画意欲を高めるため、広報誌やホームページへの原稿作成、SNS 等での情報発信を支援する。

ウ 計画の議決等

総合計画は、別海町議会基本条例に基づき議会の議決が必要となるため、令和10年12月頃開催の定例会での議決を予定している。これに間に合うよう、計画書の原案を完成させるものとする。

6 成果品

- (1) 受注者は、各年度の計画業務が完了したときは、仕様書に示す成果品を実績報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。
- (2) 受注者は、仕様書に定めがある場合又は業務担当員が指示し、これに同意した場合には、履行期間途中においても、成果品の部分引渡しを行うものとする。
- (3) 提出する成果品は、下表のとおりとする。ただし、町との協議の上、又は受注者の提案により内容を変更することができるものとする。
- (4) それぞれの規格・仕様等については、業務担当員と協議を行うものとする。
なお、成果品の一部について、履行期間内であっても提出を求める場合がある。
- (5) 成果品は、町において編集及び活用が可能な電子データにより提出するものとする。なお、使用するソフトウェア及び提出形式については、町と受注者が協議の上決定するものとし、成果品についてはPDF形式のデータを併せて提出すること。
- (6) 計画書本編、ダイジェスト版に使用したグラフ、イラスト等は、町が広報誌等で二次利用・編集できるよう、オリジナルデータでも納品すること。
- (7) 成果品の作成に当たっては、町民にとって分かりやすく、議会説明資料や広報資料としても活用可能な構成及び表現となるよう配慮すること。

成果品一覧表

	項 目	提出時期 (目安)	説 明
1	業務体制・スケジュール等報告書	令和8年度中	
2	各種計画資料・基礎データ分析報告書	令和8年度末	
3	各種アンケート調査票及び調査結果報告書	令和8年度末	
4	将来人口推計報告書	令和9年度中	
5	第7次別海町総合計画の評価・点検報告書	令和9年度末	
6	基本構想（骨格案・原案）	令和9年度末	
7	基本計画（骨格案・原案）	令和9年度末	
8	総合戦略（骨格案・原案）	令和9年度末	
9	第8次別海町総合計画書及びダイジェスト版（素案・原案）	令和10年度中	
10	各種懇談会、ワークショップ等支援資料（議事録など）	各年度	
11	業務報告書（打合せ記録簿含む）	各年度	
12	その他業務担当員との協議により成果品としたもの	随時	

7 その他

- (1) 受注者は、本業務に十分な経験と知識を有する者を配置すること。
- (2) 受注者は、本業務に関して町が提供した情報等を提案以外の目的で使用し、又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じることとする。
- (3) 業務委託を円滑かつ適正に進めるため、打合せ協議は、必要に応じてその都度行う。
- (4) 業務に必要な資料で、本町が所有している提供可能な資料については、貸与する。
この場合、業務終了後、速やかに返却すること。
- (5) 本業務の実施に当たり、本仕様書に疑義が生じた場合は、書面をもって通知し、業務担当員と協議等の上実施するものとする。
- (6) 本業務の完了は、成果品を提出し、検査に合格した時点とする。なお、検査の合格後であっても誤りが発見された場合には、受注者の負担で速やかにこれを訂正するものとする。
- (7) 第8次別海町総合計画（ダイジェスト版含む）に使用した写真・イラスト・グラフ等の著作権については、町に帰属するものとする。（又は、町が目的の範囲内で無償かつ自由に利用できるものとする。）
- (8) 本業務履行に伴い収集した資料（文献・既存資料を除く）は、成果品とともに業務完了後、別海町へ帰属するものとする。
- (9) 業務に関して町が提供した情報等を第三者に開示・漏洩してはならない。
また、アンケート等で取り扱う個人情報の保護について、関係法令を遵守し、業務完了後の確実なデータ破棄又は返却を行うこと。

第8次総合計画策定の基本方針案



計画の基本方針案

1 時代の変化を力に

- ・急速なデジタル化や人口減少といった時代の大きな変化を的確にとらえ、これらを新たな可能性として活かしながら、総合戦略と一体となった計画により、人口減少対策と地方創生を力強く推進する。

2 地域の個性を活かした拠点の道筋

- ・地域特性を最大限に活用し、各地域の実情に応じた機能配置と活性化を図る「地域活性化拠点再生構想」を基盤として、住民・議会・関係者が共有できる地域づくりの道筋を示す。

3 次世代と描く未来

- ・子ども基本法の理念のもと、まちの未来を担う子どもや若者の声を積極的に取り入れ、その視点と発想を計画に反映させる。
- ・ストーリー性豊かで視覚的に分かりやすい計画書として構成し、次世代がまちづくりに関心と愛着を持てる計画書の作成を目指す。

4 データが支える計画づくり

- ・客観的なデータと根拠に基づく現状分析・課題把握を行い、実効性の高い施策設計と成果指標の設定を行う。
- ・EBPM（証拠に基づく政策立案）の手法の活用により、「根拠ある政策」で確実な成果を目指す。